

舞鶴市の

奨学金制度貸与学生

募集のご案内

【対象：京都職業能力開発短期大学校 学生】

舞鶴市の奨学金について

「舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与」（愛称：舞鶴市ものづくり「たから者」育成奨学金）といい、舞鶴市内で働く若者を増やすことを目的として、創設されました。

奨学金の金額

入校料と授業料の合計額を上限として、貸与される当校学生が希望する額

対象者

次の全ての条件を満たす学生を、京都職業能力開発短期大学校から舞鶴市に推薦します。

1 京都職業能力開発短期大学校に在学する者であって、前期の成績評定平均が3.5以上の学生
※1年生は前期の成績、2年生は1年生後期の成績評定平均で判定されます。

2 修了後、舞鶴市内の事業所に就職する意思を有する学生

修了後、1年以内に舞鶴市内に就職し、
一定期間引き続いて舞鶴市内に就業した場合は

▶ **返還免除!!**

一定
期間

1年生のときのみ借りた場合

▶ 1年6ヵ月間

2年生のときのみ借りた場合

▶ 1年6ヵ月間

1年生のときも2年生のときも借りた場合

▶ 3年間

3 在学中、舞鶴市が実施する行事・事業等に、積極的に参加する意思を有する学生

4 在学中か否かを問わず、この奨学金に関し当校が行う居所、就業先等の調査に積極的に協力することを誓約する学生

※保護者等の収入要件はありません。

※応募多数の場合は成績評定平均が高い者から順に推薦します。

お問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部

京都職業能力開発短期大学校

〒624-0912 京都府舞鶴市上安1922

学務援助課 学務係

☎ 0773-75-7609

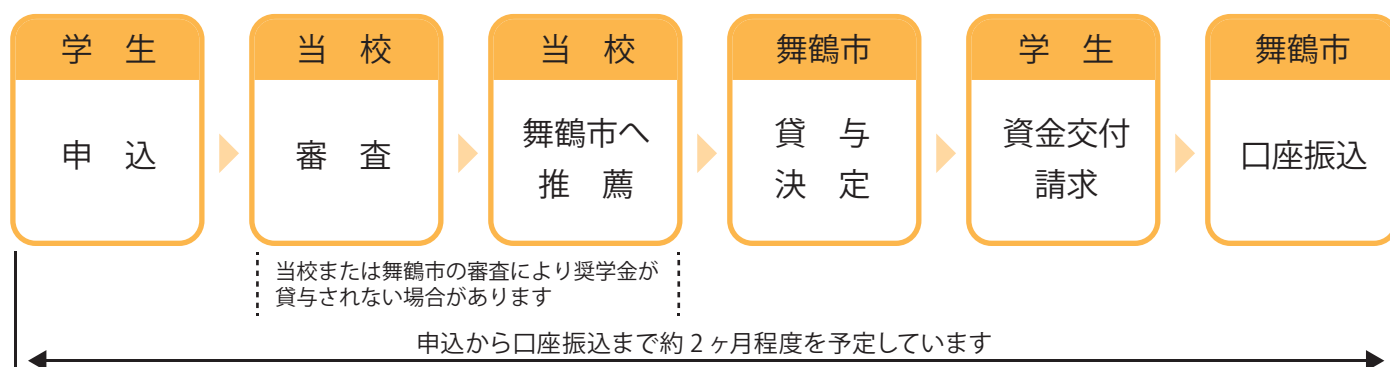
申込方法

申込先／ 京都職業能力開発短期大学校 学務援助課学務係

提出書類／ ● 舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与申請書

- 本人及び連帯保証人の住民票の写し
- 連帯保証人の市町村税について滞納のない証明(納税証明書)
- 入校料(授業料)の領収書
※紛失した場合は京都職業能力開発短期大学校学務援助課にご相談ください。
- 同意書(居所等の調査に対する積極的協力等に係ること)

貸付までの流れ



返還（修了しても1年以内に舞鶴市内に就業しなかった場合や、退学した場合など）

修了（退学）後、次の期間内に舞鶴市に返還していただくことになります。

※返還計画書をご提出いただきます。

返還上限期間：1年生のときのみ借りた場合	▶ 1年間
返還上限期間：2年生のときのみ借りた場合	▶ 1年間
返還上限期間：1年生のときも2年生のときも借りた場合	▶ 2年間

※返還猶予

下記の場合、返還猶予となることがあります。

- 修了後、近畿職業能力開発大学校などに進学したとき、その在学中は返還猶予となります。
 - 修了後、1年以内に舞鶴市内に就職したときは、その事業所に在籍中は、返還猶予となります。
- また、一定期間引き続いて在籍した場合は、舞鶴市の決定を経て返還免除となります
(おもて面参照)。

※返還計画に基づく返還が遅れたときは、年14.5%の割合で遅延利息が課されます。

その他

詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先

京都職業能力開発短期大学校

☎0773-75-7609

学務援助課学務係